

上下水道料金 改定のお知らせ

消費税率の引き上げに伴い、平成26年4月1日（施行日）から次のとおり改定いたします。

水道料金

・改定前（消費税率5%） (単位：円)

口径 m/m	1カ月当たり		1m ³ 当たり 超過料金	加入金
	基本 水量	基本 料金		
13	10m ³	945	136.50	42,000
20	10m ³	997	141.75	52,500
25	10m ³	997	141.75	63,000
30	10m ³	1,050	147.00	84,000
40	10m ³	1,050	147.00	126,000
50	10m ³	1,102	152.25	210,000
75	10m ³	1,102	152.25	420,000
100	10m ³	1,155	157.50	630,000
150	10m ³	1,207	162.75	1,050,000
200	10m ³	1,207	162.75	1,365,000
船舶給水		0	231.00	0
臨時		0	162.75	当該口径別 加入金の1/2

・改定後（消費税率8%） (単位：円)

口径 m/m	1カ月当たり		1m ³ 当たり 超過料金	加入金
	基本 水量	基本 料金		
13	10m ³	972	140.40	43,200
20	10m ³	1,026	145.80	54,000
25	10m ³	1,026	145.80	64,800
30	10m ³	1,080	151.20	86,400
40	10m ³	1,080	151.20	129,600
50	10m ³	1,134	156.60	216,000
75	10m ³	1,134	156.60	432,000
100	10m ³	1,188	162.00	648,000
150	10m ³	1,242	167.40	1,080,000
200	10m ³	1,242	167.40	1,404,000
船舶給水		0	237.60	0
臨時		0	167.40	当該口径別 加入金の1/2

下水道使用料 ※1カ月当たり

・改定前（消費税率5%） (単位：円)

基本料金	10m ³ まで	840
超過料金	1m ³ 当たり	84

・改定後（消費税率8%） (単位：円)

基本料金	10m ³ まで	864
超過料金	1m ³ 当たり	86.4

経過措置

水道料金および下水道使用料については、次のとおり経過措置が設けられます。

4月1日の施行日前から継続して使用している場合は、施行日以後、初めて検針をした日までの月数が2カ月以内であれば、消費税率は従前のとおり5%となります。2カ月を1日でも超えた場合は、料金の3分の2が5%、3分の1が8%の合計額となります。

(問い合わせ先) 水道課 ☎0537-851127
環境下水道課 ☎0537-851126

御前崎ケーブルテレビ 利用料金の改定について

消費税率の引き上げに伴い、平成26年4月1日から次のとおり改定します。

(月額)

利用料区分	利用料区分	利用料 (改定前)	利用料 (改定後)
ケーブルテレビ	基本サービス利用料	月額 2,572円	月額 2,646円
	基本ライトサービス利用料	月額 2,100円	月額 2,160円
	再送信利用料	月額 924円	月額 950円
インターネット	エコノミー	月額 1,575円	月額 1,620円
	プレミアム	月額 3,150円	月額 3,240円

※有料チャンネルの利用料金や契約変更手数料、工事費などについても消費税率8%となります。詳しくは、御前崎ケーブルテレビのホームページをご覧ください。御前崎ケーブルテレビ局にお問い合わせください。

(問い合わせ先) 御前崎ケーブルテレビ ☎0537-868882 CATV電話☎8882